令和4年6月2日 部長会議

開催日時 令和4年6月2日(木) 午前9時00分から午前9時50分まで

開催場所 全員協議会室

出 席 者 市長、山本副市長、辻川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(経営·DX戦略

担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)、子ども未来部長、都市計画部長、技監、建設部長、建設部理事(プール整備・草津川跡地整備担当)、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長

欠席者 なし

議事概要 下記のとおり

1. 市 長 訓 示

- ・来週月曜日(6月6日)に6月定例市議会が開会する。子育て世帯生活支援特別給付金と新型コロナウイルスワクチン接種関連補正予算等については、急ぎ対応が必要であるため、開会日議決をお願いしている。また、一般質問、委員会があるので、想定できる質問等、事前の準備を十分行い、本会議、各委員会での適切な対応をお願いしたい。
- ・昨日、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議が開催された。その中で、感染再拡大警戒期間が終了するという発表がされた。基本的な感染対策を徹底し、そのうえで「社会経済文化活動を進めよう」という新たな取組の周知がされた。いくつか具体的な項目もあるが、会食については、これまでは「マスク会食を」ということを言われていたが、その言葉がなくなり、「感染リスクを下げる工夫をしながら楽しんで」という表現になった。草津市、特に職員への対応については、どう対応をすべきか、情報収集・検討をし、週明け月曜日に本部会議を開催し、周知する。県がメッセージを出されたということに対する市民への周知については、本日、私のブログなどで、県の取組に関するリンクを貼って、周知をする予定である。

2. 審 議 事 項

(1)令和4年度国・県要望および県市長会要望の要望事項の選定について

【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・今年度の国・県要望については、前年度と比較して、7件減少の55件の要望を行う。新規要望は2件、 継続要望は53件、廃止要望は7件、統合要望は2件、分割要望は0件である。また、重点要望は29件、 一般要望は26件である。
- ・修正がある場合は、6月6日(月)の執務時間中までに対応いただきたい。
- ・スケジュールとしては、本日の部長会議後、修正内容を取りまとめ、6月24日(金)の部長会議にて要望書の最終案を配布させていただく。その後、県の担当部局への事前説明を行っていただき、事前説明の結果報告と補足資料について、7月7日(木)までに企画調整課へ提出をお願いする。
- ・7月中旬以降に市議会議員等に要望書の配布を行い、7月下旬から8月上旬に要望活動を行う予定である。
- ・滋賀県市長会要望については、新規要望が1件、継続要望が15件の計16件となっている。昨年度は2

O件であったが、1件の新規要望に対し、要望の廃止・統合により5件の減少となり、計4件の減少となっている。

- ・自民党政調会要望について、8月30日(火)14時からの開催を予定しているため、要望事項に選定された部長については、当日の出席をお願いする。
- ・自民党政調会要望の要望事項については、昨年度の要望事項と同様の12件を候補として調整を行っているが、最終的な要望事項の選定は、自民党政調会草津支部が行われるため、要望事項は変更となる可能性があるので、よろしくお願いする。
- ・近畿市長会の要望について、昨年度の1月14日の部長会議にて「春要望」を選定いただき、「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目のない支援体制整備充実事業)について」を要望したところであり、「秋要望」については、「春要望」の継続となるため、時点修正を行った上で、県市長会事務局に提出する。
- ・また、「秋要望」の別枠で、市長が理事長を務めている「滋賀県国保連合会」の要望として、「国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援」に関する要望を提出する予定である。
- ・来年度「春要望」の選定については、12月頃から作業に入りたいと考えているので、御承知おきいただきたい。

【主な質疑・意見】

- ・「浜街道の整備について」に関して、県の道路アクションプログラムへの要望にもあげていることから、一般要望ではなく重点要望へ変更させてほしい。最終の修正があるということなので、調整をさせていただきたい。
- ⇒6月6日の修正期限までに調整・対応をお願いする。

(2)草津PAと連携した拠点整備基本構想の策定について(策定方針)

【都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・策定時期は令和5年3月を予定をしている。
- ・「4. 基本構想策定にあたっての視点」としては、「(1)滋賀県南部エリアの全体の活性化」、「(2)研究会での検討成果」、「(3)国が実施する交通拠点調査等との整合」、「(4)多様な利活用案の検討」、「(5)サウンディング調査を踏まえた地域振興施設の検討」の5つ。
- ・策定に向けた体制としては、交通分野に精通している学識経験者1名にアドバイザーとして参画いただく 予定をしている。
- ・研究会のメンバーを主体として、新たに学識経験者や関連事業者を加えた検討会を設立予定。人数は17人程度。事務局は市都市地域戦略課が担う。
- ・検討会にかかる内容について事前検討を行うため、作業部会を設ける。構成はNEXCO西日本、国、大津市、草津市(課長級)の予定をしている。
- 市民参加の手法として、市民アンケート調査とパブリックコメントの実施を予定している。

【主な質疑・意見】

•「4. 基本構想策定にあたっての視点」において、滋賀県南部エリア全体の活性化や地域振興に寄与する等の記載があるが、昨年度、環境経済部にて、道の駅草津のリノベーション構想を策定した際も、議会からの意見等を反映させた形で、草津PAの構想と将来的には相乗効果を生むような連携を模索するという視点を盛り込んでいるため、基本構想の具体を検討される際は、その点についても考慮いただき

たい。

- ⇒承知した。
- ・研究会での検討結果で、災害時の受援拠点としての検討をあげていただいているが、立命館大学も災害時の物資等の受け入れ拠点になっているため、連携についても意識して進めていただきたい。 ⇒承知した。
- ・パブコメの実施時期に合わせて、地域との意見交換会を予定されているが、この「地域」とはどこを指すのか。また、パブコメでも地域から意見が出ると思うが、それぞれのスケジュール設定は問題ないか。
 ⇒地域については、地元である南笠東学区を想定している。また、当該地域とは随時情報交換をさせていただく予定をしているが、地元の意見等を概ね反映させた最終案について、意見交換を行う予定をしている。
- ・パブコメの実施は1月下旬からとなっている中、国の直轄調査は3月末までとなっており、整合性を図ることは可能なのか。
- ⇒5月23日に開催された、国、県、市による会議では、基本構想が今年度策定できるよう、国においても、 市の状況を考慮いただけると聞いており、引き続き、密に連携をとっていく必要があると考えている。
- ・総括副部長会議でも指摘があったが、基本構想策定後のスケジュールについて教えていただきたい。 ⇒今年度中に基本構想を策定し、構想に基づき更なる具現化を図るための基本計画を来年度以降策定 する予定をしている。その後は基本計画に基づき、必要に応じて詳細設計を実施するなど、着手に向け て取組を進めていく予定である。
- ・スケジュールの「各種調整」欄に大津市が入っていないが、検討会の構成には入っている。大津市の位置づけはどのようなものか。また、実際の検討候補地は地図赤色の範囲ということで、大津市は含まれないと思うが、今回の構想の対象範囲はどの範囲となるのか。
- ⇒大津市については上りのPAがあり、高速バスと一般路線バスとの乗り換えについて、上りも下りも関連するため、大津市も重要な調整機関になると考えている。また、地図の色付けについては、赤色は拠点を作る範囲を、緑色は事業範囲として示している。
- 検討会の位置づけは審議会等の附属機関ではないのか。
- ⇒懇話会ということで、附属機関ではない。
- ・スケジュールに、「4者会議に基づいた役割分担の調整」とあるが、分担に基づく予算や人員体制についての検討は次年度以降になるのか。
- ⇒その通り。

(3)草津市住生活基本計画の策定について(策定方針)

【都市計画部理事(住宅政策担当)から資料に基づき説明】

- ・令和5年度に「草津市住宅マスタープラン」が最終期を迎えるにあたり、全国計画・滋賀県計画および第6次草津市総合計画等と整合を図りながら改定を行う。
- ・改定にあたって、「草津市空き家等対策計画」と「草津市マンション管理適正化推進計画」も合わせた3計画を一体化し、「草津市住生活基本計画」として策定する。
- ・計画期間は令和6年度から令和15年度までの10年間とする。5年目(令和10年度)に必要に応じて中間見直しを行う。
- ・計画策定にあたっては、①市民が安心して暮らせる住環境の確保、②良質な住宅資産の形成、③空き家等の対策の推進、④マンションの適正な維持管理の促進の4つの視点により策定を進める。

・計画策定に向けた体制は、草津市住宅政策審議会(委員:10名、開催回数:5回予定)と庁内関係課検 討会を予定している。市民参加の手法は、市民アンケートやパブリックコメント実施を予定している。

【主な質疑・意見】

- ・本市ではゼロカーボンシティ宣言をし、2030年に向けてCO2の排出削減行動を行うこととしている。その点については、計画策定にあたっての視点「②良質な住宅資産の形成」に含まれており、関連する政策はこの視点で検討されるという理解でよいか。
- ⇒その通り。
- ・できればゼロカーボンシティ宣言もしているため、その分野に関するメッセージ的なものを書き込んでいただくとよいのではないか。
- ・計画期間で国・県の計画期間は令和12年までで、中間見直しを令和8年に実施される。CO2排出ゼロに向けた取組について、その時点で反映できるものについては反映するということで、そのタイミングでの中間見直しを設定されているとすると、本市では令和15年までの期間の中で、令和10年に中間見直し予定というのが、少し遅いと感じるがどうか。
- ⇒見直しについては、中間年度でと考えているが、社会情勢等を考慮しながら、必要に応じて柔軟に対応 していく。
- ・「草津市空き家等対策計画」、「草津市マンション管理適正化推進計画」が「草津市住生活基本計画」に 包含されて1本の計画として策定されるという理解でよいか。
- ⇒その通り。
- 庁内関係課とはどの課を想定されているか。
- ⇒福祉部門、まちづくり部門、建設部門、都市計画部門、環境部門と、多岐にわたり横断的に声掛けをさせていただく予定。
- ・京都では別荘税の導入による空き家対策等、税制的な施策があり、総務部門についても検討されては どうか。
- ⇒検討させていただく。

(4)(仮称)草津市道路整備プログラムの策定について(策定方針)

【建設部長から資料に基づき説明】

- ・近年の道路を取り巻く状況の変化に応じ、限られた財源の中で草津市の発展のために効果的な路線を優先的に進める必要があり、「(仮称)草津市道路整備プログラム」を新たに策定する。
- ・計画期間は令和5年度から令和14年度までの10年間とする。
- ・都市計画マスタープランおよび滋賀県道路整備マスタープランとの整合を図る。
- ・策定に向けた体制として、「(仮称)草津市道路整備プログラム策定懇話会」を設置し、素案等に対して助言をいただきながら策定を進める。
- 市民参加の手法は、まちづくり協議会への説明と、パブリックコメントの実施を予定している。

【主な質疑・意見】

- ・このプログラムにおいて、国や県が事業主体である都市計画道路も盛り込むのか。
- ⇒国、県の動きについては載せ方や表現の仕方について今後検討していくが、基本的には、今年度滋賀県の道路整備アクションプログラムが策定されるので、載せられる部分は載せていく予定である。

- ・総括副部長会での指摘にもあったが、10年間の計画の中で、整備する路線だけを載せるのか、それとも都市計画道路の優先順位を決めて、計画の10年間ではこの路線だけを整備していくと整理するのか、どちらか。
- ⇒「10年間で整備していく路線」、次に「10年間で検討をし、次につなげていく路線」、「それ以外の路線」 といった3段階で優先順位をつけていく。
- ・「(仮称)草津市道路整備プログラム策定懇話会」は市民参加条例の適用除外で、審議会に類するものではないという考え方と思うが、これはまちづくり協働課との調整結果か。

⇒その通り。

- ・審議案件(2)の草津PAに関しては検討会であり審議会ではなく、(3)の住宅基本計画については審議会であった。しかしながら、いずれの進め方も、素案を会議に諮り、いただいた意見を基に修正するという流れで、審議会と同様である。諮問と答申という手続きがないだけのように思えるが、その点についてもまちづくり協働部と調整できているという理解でよいか。
- ⇒その通り。この計画は第6次草津市総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画により、方向性がすでに定められている中での実施計画的な位置づけになるため、審議会ではなく懇話会にて意見をいただくものである。
- ・懇話会という名称は使うものの、実際は関係機関との調整会議という位置づけか。
- ⇒その通り。

3. その他

【環境経済部長より】

- ・令和4年度 事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所啓発の実施について、令和2年度、3年度はコロナの影響もあり、メールや電話での啓発だったが、今年度は訪問する形態で実施する。
- 別途説明会を開催するので、詳細はその際に説明させていただく。

【危機管理監より】

- ・「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応について、昨日行われた、滋賀県新型コロナウイルス 感染症対策本部員会議の資料については、すでにデスクネッツに掲載しているとおり。
- 本市においては、週明け月曜日の午後に本部会議を開かせていただく予定をしている。
- ・社会経済文化活動を進めようという取組であり、年内に想定されている事業やイベントについて、柔軟に対応していく必要がある。詳細については別途通知させていただく。

このページのお問い合わせ

概要作成担当 草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係

電話 077-561-2320 ファックス 077-561-2489

メール kikaku@city.kusatsu.lg.jp